



MMI News

エム・エム・アイ ニュース

エム・エム・アイグループ
〒140-0014 東京都品川区大井1-7-6 THビル
TEL. 03-3778-2311
<http://www.m-m-i-g.com>

2005

8月号

主な記事

- 特別企画「地区経済視察 モロッコ・パリ」
- 外部ブレン紹介
- サラリーマン法人
- 知の偏食
- 税金千話



特別企画 地区経済視察「モロッコ・パリ」

経営者倶楽部

モロッコはアフリカ大陸の北部にあって、ヨーロッパとアフリカ、そしてアラブの文化がまざりあう不思議なところ。日本ではなぜか性転換手術やら、映画のカサブランカのイメージばかりが先行してしまう国ですが、歴史的にも、文化的にも、大変深い魅力を持った国なのです。



ちよっぴり複雑な文化と社会背景を持った国ではありますが、少しでもモロッコ人の生活や、その文化の奥深さの一端をイメージできればと思い計画をしてみました。

MMI経営者倶楽部特別企画ですので、この機会に是非ご参加ください。

= 記 =

日時 平成17年9月18日(土)～9月24日(金)
スケジュールは右図参考

参加費用 ツインルーム使用のお一人様御料金
650,000円
(上記料金は10名以上参加の場合です。人数によって多少料金は変わってまいります。)

締切日 8月10日まで

●旅券・査証について

旅券（パスポート）：有効期間が6ヶ月（入国時）以上残っている旅券が必要です。

査証（ビザ）：今回の渡航先は、査証（ビザ）は必要ございません。

（日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。）

申込先 経営者倶楽部事務局
電話03-3778-2311 鈴木 までご連絡ください

| 日次 | 月日(曜) | 地名 | 現地時間 | 交通機関 | 工程 | 食事 |
|----|---------|---------------------------------|-----------------------------|---------------|---|-----------------------------|
| 1 | 9/16(金) | 成田空港発 | 21:55 | AF277 | 成田より空路、エールフランスビジネスクラスにてパリへ<機内泊> | 昼：機内 夜：機内 |
| 2 | 9/17(土) | パリ(CDG)着 パリ(CDG)発 カサブランカ着 | 4:15 9:35 10:40 | AF2196 専用車 | <フェズ 泊> | 朝：機内 昼：レストラン 夕：ホテル |
| 3 | 9/18(日) | フェズ | 終日 | 専用車 | <フェズ 泊> | 朝：ホテル 昼：レストラン 夕：レストラン |
| 4 | 9/19(月) | フェズ エルフード | 8:00 16:00 | 専用車 | <エルフード 泊> | 朝：ホテル 昼：レストラン 夕：ホテル |
| 5 | 9/20(火) | エルフード ドドラ渓谷 ワルザザード | 3:30～5:30 14:00 17:30 | 4WD 専用車 | <ワルザザード 泊> | 朝：ホテル 昼：レストラン 夕：ホテル |
| 6 | 9/21(水) | ワルザザード マラケッシュ | | 専用車 | <マラケッシュ 泊> | 朝：ホテル 昼：レストラン 夕：レストラン |
| 7 | 9/22(木) | マラケッシュ カサブランカ パリ | 午前 17:35 22:40 | 専用車 AF1897 | <パリ 泊> | 朝：ホテル 昼：レストラン 夕：機内 |
| 8 | 9/23(金) | パリ パリ(CDG)発 | 終日 23:25 | 専用車 AF278 | 出発まで自由行動 ※ホテルは12:00チェックアウトになります。 ホテルより空港へ <機内 泊> | 朝：ホテル 昼：機内 夕：機内 |
| 9 | 9/24(土) | 成田空港着 | 18:00 | | 成田空港到着後、 通関の後、解散 | 朝昼：機内 夕：機内 |

注意事項 往路/復路の日本発着のお席は、エールフランスビジネスクラスにてご手配いたします。

夏季休暇のご案内

今年から夏季休暇を（7月から9月の間）各担当ごと取得するという方法に変更させていただきました。

夏季休暇の連絡は各監査担当より連絡をさせていただきます。

ご協力とご理解をお願いいたします。

MMI外部ブレン紹介

小池司法書士事務所

140-0014 東京都品川区大井1-7-6 thビル7F
電話番号 03-3775-0242
E-MAIL kkoike@tsknet.or.jp

当社と同じビルの7階にある「小池司法書士事務所」様の紹介です。

代表者名 司法書士 小池 啓治
所属 東京司法書士会 品川支部
登録番号 東京 第2458号
登録年月日 平成3年7月4日

業 務 内 容

開業をスタートしたのが平成3年、今夏で15年目を迎えます。

主な取引業務は相続・売買・担保設定等の不動産登記と会社設立や役員変更等の商業登記です。裁判所へ提出する不動産競売の申立書の作成や差押登記のある不動産の任倍手続きなどについて特殊なノウハウもあります。

営業エリアは関東一円、所長以下10名のスタッフ（司法書士試験合格者5名）を揃えており、主たる取引先は「みずほ銀行本支店15ヶ店」とその関連会社約20社であります。



大好評 サラリーマン法人メールマガジン

年収が150万円アップする魔法の方法がここにあった

毎月1日に発行している「サラリーマン法人年収150万円UP!」のメールマガジン

おかげさまで順調に購読者数がアップしております。

先日、発表されました『政府税制調査会』による個人所得課税のあり方をまとめた報告書。内容は給与所得控除や配偶者控除や各種控除の整理・縮小が柱で、特にサラリーマンにとっては増税色の濃いものになっていました。

消費税もアップなどになると、経営者の皆様も痛いことにサラリーマン法人についてのお話や著者のコメントなども掲載しております。

この機会に是非定期購読をされてみてはいかがでしょうか？

7月1日配信（抜粋）

国の借金を肩代わりさせられるサラリーマン

ご存知のように、大手ゼネコンや大手スーパーの中には、何兆円もの有利子負債を抱える企業があります。決算期のたびに、倒産の噂が流れる企業も少なくありません。

しかし、そんな企業よりも圧倒的な負債にあえいでいるのが、「日本国株式会社」です。

日本の財政は、他の先進国と比べて飛びぬけた危機的状況です。一説では、国の借金は1000兆円超えるとも言われています。2004年度の歳入見込みのうち、国債への依存度は実に44.6%に及んでいます。しかも、その歳入のうち、約2割は過去の国債の返済に充てられます。

金額が大き過ぎて実感がわきにくいでしょう。国の財政状況を、われわれ庶民の家計に置き換えてみましょう。

日本太郎さんは、毎月50万円の生活費で暮らしています。

そのうち、給与で稼いだのは28万円。残りの22万円は借金で賄っています。そして、その50万円から毎月10万円を、過去の借金の元金や利子の返済に充てているのです。

毎月の借入額が、月々の返済額の倍もあるという異常事態です。宝くじに当たるとか、多額の遺産が手に入るとか、そんな幸運が舞い降りてこない限りは、まずふつうの生活に戻ることはできないでしょう。

海外と比較しても、イギリスやドイツの国債依存度は10%以下です。双子の赤字が問題になっているアメリカですら約20%と、日本の・・・・・・・・

◆著者◆小池 洋の今月の一言（^v^）◆

徳政令（デフォルト）というのは、室町期以後日本の歴史に、沢山あります。戦後の預金封鎖・新円切替・100%財産税課税は年配者には記憶されているところです。外国の歴史でもロシアとアルゼンチンのデフォルトはごく最近の事例です。

事実上の徳政令はハイパーインフレです。貨幣の価値が急激に下落することです。年金や預金など無価値になります。他方、借金の価値も目減りします。今、日本で最大の借金がある者は誰か。

それは、政府です。・・・・・・・・

定期購読のお申し込みは・・・・

まぐまぐサラリーマン法人

<http://www.mag2.com/m/0000156200.html>

上記アドレスを入力していただくか・・・

MMIホームページ <http://www.m-m-i-g.com>

そもそもニュートンの万有引力の法則の発見が躓きの石ではないか？

ニュートンはなんでリングが落ちることを説明しようと思ったのか？その目的は何だったのか、私には理解できません。そんなことはどうでも良いことなのではないでしょうか？

ニュートンの万有引力の発見から自然科学は、物事-対象の中に法則があり、それを見つけ出し説明するための知識を自己増殖させる事に専念してきたのではないか？

よく言われることですが、西洋医学は対象一体の中に法則がありますから、体を臓器に分解しそれぞれを分析して、病原菌を突き止め、それに対処すると言う方法をとります。

それに対して東洋医学は体を一つの有機体として捕らえ体全体から健康を取り戻すように治療します。

よく考えれば、手術等という方法は全く乱暴な原始的で単純な発想で、悪いところがあれば取ればよいと言うことから、もうチョット考えればもっと良い方法があるのではないかと思います。

また自然科学では、ボールが二つ衝突した場合の反発計数や跳ね返る方向は説明できてもボールが三つ衝突の場合には全く説明できません。

これに対し陽明学では、物事-対象の中に法則があるのではなく、物事-対象の法則を目的に沿って正す。即ち目的や結果の為に物事-対象の法則を利用するあるいは説明すると言った意味合いであろうかと思われる。

要は物事-対象の中の法則を客観的に云々するのではなく、云々する側（人間）の目的や想定している結果を問うている。

ですから物事-対象の法則を説明する知識は必要ではあるが、それ自体に価値が有るわけではなく肝心なのはその目的や結果である。そしてその目的や結果が「良知」に則しているか否かが問われるのである。

では「良知」とは何かと言えば、「誰でもが生まれながらに持っている当たり前の感覚」と言った意味合いの物と解される。

しかしこう言ったことは、社会の中では頻繁に有ることです。

例えば歴史教科書の問題一つ取っても、要は記述の一つ一つが問題なのではなく、要は目的が違う者同志（賛成反対の各々のグループの中にも、また違う目的の者がいたりしますから

余計ややこしいのですが）が、お互いの知識でその目的の正当性を主張しあっているのです。

目的が問題なのです。目的を明確にしてその目的の良し悪しで争うべきなのです。但し本音の目的ですから、なかなか明らかにはならないと思います。

どの目的が「良知」に沿っているのが判断の基準です。また陽明学では、「良知」は人間誰にも備わっているものであるが、「私利私欲」が「良知」を曇らせているのである。と言っている。ですからどの目的が一番「私利私欲」がないのかを見極めればよいのです。

但し陽明学で言う「私利私欲」とは現一般的に使われている「私利私欲」とは若干ニュアンスが違い。私の理解としては「物事へのこだわり」をいっているのであろうと思います。

いくつか解りやすい例を上げると

*金儲けをしてはいけけないのではなく、金や金儲けにこだわってはいけけないのである。

*異性に興味を持つてはいけけないのではなく、異性や異性との行為ばかりにこだわってはいけけないのである。

*美味しい者を食べたり、飲んだりしたいと思ってはいけけないのではなく、出来る範囲でそうすれば良いので、無理してはいけけないのである。

ですから「目的」が「良知」に則しているか否かの判断は「こだわりの無さ」にあるのです。こう言うと現実の場面では結構いいかげんであるとか、プライドの無さを指摘されますが、「いいかげん」とは漢字で書くと「好い加減」となるのです。

それはさておいても、こだわりをどんどん削ぎ落としていっても、人間どこかでどうしてもこだわらざるを得ない一線があるものなのです。それを「こだわりの大きさ」「こだわりの深さ」と言っても良いと思いますが、それが「良知」なのです。

些細なことにこだわっていない方がより「良知」に近いのだと思います。

長い間読んで頂きありがとうございました。



◆概要

予定納税額の通知を受けている方のうち、廃業、休業又は業況不振等によりその年の申告納税見積額が予定納税額の計算の基礎となった申告納税見積額に満たないと見込まれる場合の*予定納税額の減額を求める手続です

予定納税額制度とは？

前年に一定の所得があった方については、税務署で前年の所得などを基にして次のように計算した予定納税額を通知し、それを7月（第1期分）と11月（第2期分）に納めていただくことになっています。

◆手続対象者

予定納税の義務のある方のうち、その年の申告納税見積額が事業の廃止又は盗難等により予定納税額の計算の基礎となった予定納税基準額又は申告納税見積額に満たなくなると認められる方、又は、それ以外で申告納税見積額が予定納税額の計算の基礎となった予定納税基準額又は申告納税見積額の10分の7以下の金額になる方

提出時期
第1期分及び第2期分の減額申請については、その年の7月1日から7月15日までに提出してください。（終了しました）

第2期分のみ減額申請及び特別農業所得者の減額申請については、その年の11月1日から11月15日までに提出してください。

なお、提出期限が土・日曜日・祝日等に当たる場合は、これらの日の翌日が期限となります。

【予定納税額の減額の申請】

予定納税額の減額を申請することができる場合

次のような理由により、平成17年6月30日現在の状況で、平成17年分の年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額（これを「申告納税見積額」といいます。）が、税務署から通知されている予定納税基準額より少なくなると見込まれる場合は、予定納税額の減額を申請することができます。

- (1) 廃業や休業、失業のため、平成16年分より所得が減少すると見込まれるとき
- (2) 業況不振などのため、平成16年分より所得が明らかに少なくなると見込まれるとき
- (3) 地震、風水害、火災などの災害や盗難、横領によって財産に損害を受けたため、平成16年分より所得が減少したり、雑損控除が受けられると見込まれるとき
- (4) 納税者やその家族のけがや病気などで多額の医療費を支払ったため、新たに医療費控除が受けられると見込まれるとき
- (5) 結婚や出産などのため、新たに、配偶者控除や配偶者特別控除、扶養控除が受けられることになったとき

(注)平成17年7月1日以後に風水害や火災などの災害に遭い、住宅や家財に損害を受けた場合において、その損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上で、しかも、平成17年分の年間所得の見積額が1,000万円以下であると見込まれるときは、災害減税法による減額申請をすることができます。
この減額申請は、災害を受けた日から2か月以内に行うことになります。

8月の税務

- 1 月
- 2 火
- 3 水
- 4 木
- 5 金
- 6 土
- 7 日
- 8 月
- 9 火
- 10 水
- 11 木
- 12 金
- 13 土
- 14 日
- 15 月
- 16 火
- 17 水
- 18 木
- 19 金
- 20 土
- 21 日
- 22 月
- 23 火
- 24 水
- 25 木
- 26 金
- 27 土
- 28 日
- 29 月
- 30 火
- 31 水

個人事業税の納付(第1期分)

個人都道府県民税及び市区町村民税の納付(第2期分)

8月10日

7月分源泉所得税の納付・住民税の特別徴収税額の納付

8月31日

6月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税)

3月・6月・9月・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

法人・個人事業者の1ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

12月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)……半期分

消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

消費税の年税額4,800万円超の法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

松下幸之助 一言集

仕事は無限にある

この頃は不景気で仕事がないと言うけれども、今後百年の日本というものを考えてみると、その間に日本の建物という建物はほとんどつくり変えなければならなくなるだろう。橋や道路も同じである。そういうことを考えてみただけでも、仕事はいわば無限、困るほどにあるのである。

ところがそういう見方をせずに、みずから仕事がないようにし、不景気にしているのが、いまの日本の実情ではないだろうか。

これはものを見方を変えないといけない、発想の転換をしなければならぬ、ということである。そうしてこそはじめて、わが国に無限の仕事があることがわかるのである。

編集後記

先日発表された政府税制調査会（首相の諮問機関）が公表した「個人所得課税に関する論点整理」 少子化だからそれに対応した対策かもしれないが、考えている人は余計に子供なんて生めないと思ってしまう。「生んでしまえばどうにかなるよ。」なんて30年前の話。矛盾のない世の中なんてないのはわかっているけれどあまりにも偏りすぎているのではないかしら？と思ってしまいます。こんなこと考えてしまう私は年をとってしまったのかしら。



MMIグループはISO 9001：2000を取得し、日々お客様の満足を追求します。